

障害者自活に貸付金

健常者と同じ仕事をするのは難しく、福祉施設で得る月1万円余の賃金ではとても生活できない……。そんな重い障害がある人の経済的自立を後押ししてきた大阪府箕面市の独自制度が、国のモデル事業の候補に選ばれた。1人の障害者の訴えから生まれた取り組みが、全国に広がるきっかけになるかもしれない。



「広報紙の折り込みをする小泉祥一さん(左)ら
大阪府箕面市の「豊能障害者労働センター」

賃金75%助成 全国モデル候補に

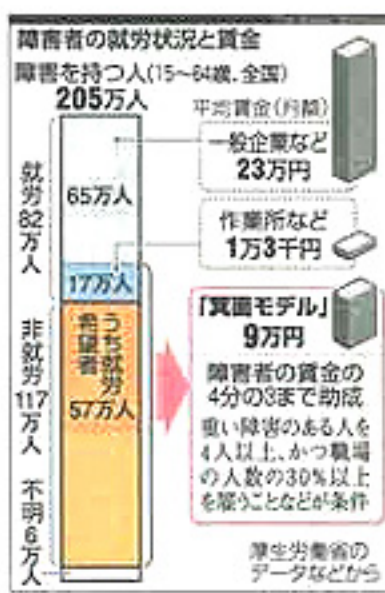
重度者訴え 制度化

箕面市の「豊能障害者労働センター」。代表の小泉祥一さん(48)の朝は、センターが営む市内の衣服や雑貨のリサイクル店を電動車で回って、売上金を回収することから始まる。重い脳性マヒで、体や言葉の自由は利かない。養護学校(現特別支援学校)を卒業後、「普通の人と同じように働きたい」と18歳の時に仲間と6人でつくった

センターは、今では障害者37人を含む60人が働く。粉せつけんの袋詰めから始め、飲食店やTシャツの通信販売、点訳と業務を拡大。個人の能力を生かせる仕事を見つけている。「働いてお金を得る喜びと、生活できる賃金が自立につながる」と、スタッフの田岡ひろみさん(44)は言う。「賃金」の支えになるのが、市独自の助成制度だ。事業所が重い障害のある人を4人以上、かつ職場の人数の30%以上を雇うことを条件に、障害者の賃金の4分の3を肩代わりする。市内には同様の事業所が

他に3カ所、働く障害者は日5〜8時間働いて約9万円。障害基礎年金と合わせれば自立は可能で、4年前から公営住宅で一人暮らしを始めた。知的障害のある男性(40)は役員報酬会社などに勤めたが、数年で「ついていけない」と退社。センターではリサイクル店のレジ担当や広報紙の折り込みを続けている。すでに11年。「もう大丈夫、続けられそう」。今では別の障害者のサポート役も担う。

仕事の確保課題
松井亮輔・法政大名教授(職業リハビリテーション学)の話 障害者が作業所で賃金を得る「福祉的就労」は経済的自立に結びつきにくく、箕面市のように労働者として最低賃金を保障する制度がその突破口になると注目している。ただ安定して賃のいい仕事をする確保するかが課題。事業所の経営努力や、障害者の労働意欲を促す仕組みもつくりたいといふ。



2006年4月に施行した「障害者自立支援法」で、障害者が福祉サービスを受ける際の自己負担について、所得に応じて負担から利用量に応じて負担する仕組みに転換した。障害者の重い人ほど負担増となり、生存権の侵害にあたるなどとして全国で連署訴訟が起きた。国は10年1月に「障害者の尊厳を深く傷つけた」と反省を表明、13年8月までに新制度に移行することで原告と和解した。

国には障害者を雇う事業所に期限つきで運営費を補助する制度がある一方、札幌市や滋賀県では期限を切らず助成する制度が導入されている。厚生労働省は障害者雇用対策によって、箕面市のように個人の賃金を補填する自治体は例がないという。年間助成額は、対象となる市

内65人(2009年度)への約6800万円と事業所への約3700万円の計1億0500万円。市は、10年1月から国にこの制度への補助を求めてきた。09年12月には、障害者自立支援法(1)の廃止方針を受けて内閣府が一環がいを制度改革推進本部」を設け、市は10年4月から検討部会に参加し、「賃面モデル」を国全体に、と提案した。モデル事業は国が約80カ所の事業所を指定して実験的に行うことを想定。厚生労働省は財源や所得補償との兼ね合いなど、さら